

財務局

事 項	8 年 度	7 年 度	増(△)減
(新) 1 水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置（公営企業会計支出金） 都の水道基本料金について、今年の夏季4か月分（5～8月又は6～9月）を無償とする臨時的な特別措置を実施 対象 主に一般家庭での利用が想定される小口径（13mm・20mm・25mm）	百万円 39,871	百万円 0	百万円 39,871